

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	環境政策課	
連絡先(内線・外線)	059382-9014・3415	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月13日
	上半期提出日	令和4年10月19日
	下半期提出日	令和5年4月20日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車在使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	R1 アクティトラック1台
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	1台 リフレッシュルーム
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
環境基本法 第7条（地方公共団体の責務）	地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	環境行政	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
環境基本法 第8条（事業者の責務）	第1項 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 第3項 その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 第4項 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。	環境行政	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
環境基本法 第10条（環境の日）	地方公共団体は、環境の日（6月5日）の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
エネルギーの使用の合理化に関する法律 第4条（エネルギー使用者の努力）	エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
エネルギーの使用の合理化に関する法律 第14条(中長期的な計画の作成)	特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。	計画の作成・主務官庁への報告	—
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
エネルギーの使用の合理化に関する法律 第15条(定期の報告)	特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。	主務官庁への定期報告	—
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
エネルギー政策基本法 第6条(地方公共団体の責務)	第1項 基本方針ののっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 第2項 エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 第4条 第1項(エネルギー利用者等の努力)	エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
地球温暖化対策の推進に関する法律 第4条(地方公共団体の責務)	第1項 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。 第2項 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。	環境行政	—
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
地球温暖化対策の推進に関する法律 第19条 (地方公共団体の施策)	第2項 市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 (地方公共団体実行計画等)	第1項 市町村は、地球温暖化対策計画に即して、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画 (以下「地方公共団体実行計画」という。) を策定するものとする。 第8項 市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 第10項 市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況 (温室効果ガス総排出量を含む。) を公表しなければならない。	環境行政 (計画の策定・計画の公表・施策実施状況の公表)	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
地球温暖化対策の推進に関する法律 第26条 (温室効果ガス算定排出量の報告)	第1項 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの (以下「特定排出者」という。) は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣に報告しなければならない。	環境行政 (温室効果ガス排出量の報告)	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第4条 (事業者及び消費者の責務)	事業者及び消費者は、繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 第3条 (国及び地方公共団体の責務)	第2項 地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策の実施に努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
悪臭防止法 第17条 (国及び地方公共団体の責務)	地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第21条の2 (騒音の測定)	市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする	環境行政 (年1回測定)	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
振動規制法 第19条 (振動の測定)	市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする	環境行政 (年1回測定)	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

20			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条の5 (地方公共団体の責務)	市町村は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策 (以下「生活排水対策」という。)として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市しあわせ環境基本計画	本市の環境の保全形成を推進するための基本計画	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

22			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市新エネルギービジョン	本市の新エネルギー利用に関するビジョン	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

23			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市役所地球温暖化対策実行計画	本市の温室効果ガス排出量の把握及び排出抑制	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください (ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします (プルダウンで選択回答)。

実施予定日		実施日
実施人数		
名	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されま
す。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)
1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」
※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	396	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 13.8% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	2875	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)
空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数	R4年度にグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を含む物品を購入した件数→	16	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 80.0% 徹底されている
「支出負担行為(単契物品)」の枚数	R4年度に購入した件数→	20	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 → 0 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
来庁者の目に触れるよう、「COOL CHOICE」等の環境啓発に係るポスターやポップを庁舎内に掲示し、省エネ等の活動を励行するよう啓発を実施する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
来庁者の目に触れるよう、「COOL CHOICE」等の環境啓発に係るポスターやポップを庁舎内に掲示し、省エネ等の活動を励行するよう啓発を実施した。来年度についても、今年度と同様に啓発の実施に努める。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本目標		基本方針		施策
自然と共生する社会の構築		生物多様性の保全		在来種保護の推進（外来生物対策）
実施施策	在来種保護のための外来生物対策	実施施策 詳細	在来種保護のために外来生物に対する啓発を行う。	担当G 環境保全G
年間計画 (P) (当初入力)	啓発ポスターの掲示や配布等を活用し、周知啓発を実施する。			
実施結果 (D) (3月入力)	庁舎内への啓発ポスターの掲示や配布、広報すずか・市ホームページに外来生物に注意する旨の記事を掲載を行い、啓発及び適切な対処の呼びかけを続けている。また市民から相談があった際は、外来生物の確認や駆除依頼を行った。			
評価 (C) (3月入力)	啓発記事の掲載後、相談件数も増加し、有効であった。			
改善 (A) (3月入力)	特定外来生物の新規の指定や近隣への侵入があったため、今後も広く啓発を行うために、効果的な方法を検討する。			
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続	

【環境基本計画 2】				
基本目標		基本方針		施策
自然と共生する社会の構築		自然環境の保全		自然環境とのふれあい
実施施策	自然観察会等の支援	実施施策 詳細	里山保全体験、各種観察会、パネル展示	担当G 環境保全G
年間計画 (P) (当初入力)	里山保全活動（間伐、下草刈り、しいたけの菌打ち、竹の駆除）及び自然観察会を、1年を通じて9回実施する予定。			
実施結果 (D) (3月入力)	今年度は昨年度のアンケート結果を踏まえ、内容の見直しを行い、自然観察会を6回企画・6回実施、里山保全体験を3回企画・3回実施した。自然観察会については延べ177名、里山保全体験については延べ97名の参加があった。またイベントにおいて、深谷公園いきものガイドブックの配布を行った。			
評価 (C) (3月入力)	活動を通して、市民に自然環境保全への意識を持ってもらうことに繋がった。			
改善 (A) (3月入力)	夏季の観察会については、定員を超える申し込みがあったため、多くの市民に参加してもらえるよう検討する。			
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続	

【環境基本計画 3】				
基本目標		基本方針		施策
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		水環境の保全
実施施策	工場・事業場に対する水質汚濁に関する適切な指導	実施施策 詳細	工場排水調査	担当G 環境保全G
年間計画 (P) (当初入力)	7月及び1月に工場への立入調査を実施する。			
実施結果 (D) (3月入力)	7月及び2月に延べ8事業場を立入調査した。			
評価 (C) (3月入力)	全ての事業において基準値を遵守していた。			
改善 (A) (3月入力)	引き続き立入調査を実施し、現在の良好な状態を継続していきたい。			
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続	

【環境基本計画 4】		基本目標	基本方針	施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		環境リスクへの対応	
実施施策	公害防止協定に伴う、公害防止計画書の遵守により、生活環境を保全する	実施施策 詳細	立入検査を行い、公害防止計画書等の点検・見直しを行う	担当G	環境保全G
年間計画 (P) (当初入力)	公害防止協定の締結を推進し、随時公害防止協定に基づく立入を行う。				
実施結果 (D) (3月入力)	公害防止協定締結事業場への立入検査は6事業場で実施した。その際、立入検査とともに本年度見直した環境保全協定の再締結の推進を行った。				
評価 (C) (3月入力)	全ての事業場において規制基準値の超過はなかった。				
改善 (A) (3月入力)	公害防止協定書に基づく立入検査を全て行い、環境保全協定の推進を進めてきた。今後、環境法令に基づく特定施設等を設置している工場・事業場に拡大し、市内の生活環境の保全に努めていきたい。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

【環境基本計画 5】		基本目標	基本方針	施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		騒音・振動・悪臭の防止	
実施施策	騒音・振動関連法令の遵守徹底	実施施策 詳細	①届出時の指導②苦情対応③騒音・振動調査の実施	担当G	環境保全G
年間計画 (P) (当初入力)	届出時に、騒音・振動排出基準の遵守を指導。苦情に対し、原因者に指導を行う。一般環境騒音測定、道路交通騒音・振動を測定する。				
実施結果 (D) (3月入力)	騒音・振動関係の設置又は数の変更の届出は31件。特定建設作業実施届・建設作業実施届は195件。騒音・振動に関する苦情は47件。道路交通振動の測定(2地点)と一般環境騒音の測定(3地点)を12月に実施。道路交通騒音の測定(4地点)を12月に実施。				
評価 (C) (3月入力)	届出の指導については、ある程度徹底されている。騒音・振動の測定結果は、道路交通騒音で1地点環境基準値を超える値が見られた。苦情件数が昨年の37件から10件増加した。				
改善 (A) (3月入力)	測定結果において、環境基準の超過が見られた。他多地点も含めて今後注視していきたい。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

【環境基本計画 6】		基本目標	基本方針	施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		騒音・振動・悪臭の防止	
実施施策	悪臭に係る事業所への法令基準の遵守と推進	実施施策 詳細	苦情後の雑草駆除に係る調査及び駆除に係る文書の送付。	担当G	環境保全G
年間計画 (P) (当初入力)	①申立があれば立入を行い、随時法令の主旨・内容を説明し遵守するよう指導。②特に苦情申立が多い事業所について特定悪臭物質及び臭気指数の調査測定を行う。また、①の立入結果、特定悪臭物質の超過が懸念される事業所において調査測定を行う。				
実施結果 (D) (3月入力)	①悪臭に関する苦情は20件であった。苦情がある度に現地を調査し、公害関係の法令に基づいて指導改善を行った。②特に苦情の心配のされる2事業場については測定を行った。また、過去から悪臭苦情がある1事業場について測定を行った結果、規制基準値未満であった。				
評価 (C) (3月入力)	①苦情の多くは規制基準に該当しないものであり、法令に基づく指導ができなかった。②悪臭測定の結果、基準超過はなかった。				
改善 (A) (3月入力)	悪臭に関する苦情は生活排水によるものが多く、他部署及び三重県との連携を強化していくことが必要。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

【環境基本計画 7】		基本目標	基本方針	施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		近隣環境問題への対応	
実施施策	雑草駆除	実施施策 詳細	苦情後の雑草駆除に係る調査及び駆除に係る文書の送付。	担当G	環境保全G
年間計画 (P) (当初入力)	4月から10月まで、苦情に対し現地調査を実施し、必要に応じて対応を依頼する文書を送付する。				
実施結果 (D) (3月入力)	本年度の受付件数は235件であった。				
評価 (C) (3月入力)	前年度の受付件数199件に対して、本年度は235件と件数は増加している。現地確認及び文書の送付は適切に行われている。				
改善 (A) (3月入力)	今後も、現地確認及び文書の送付を適切に実施したい。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

【環境基本計画 8】		基本目標	基本方針	施策
基本目標		低炭素社会（地球温暖化対策）の推進	温室効果ガスの削減	温暖化防止活動の推進
実施施策	無駄のないエネルギー利用の啓発	実施施策 詳細	「Suzuka-ECO2プロジェクト」の実施	担当G 環境政策G
年間計画（P） （当初入力）	事業実施小学校にて講座を6校実施し、環境に対する啓発を行っていく。			
実施結果（D） （3月入力）	玉垣小学校、飯野小学校、旭が丘小学校、桜島小学校、稲生小学校、神戸小学校それぞれ1回の授業を実施した。			
評価（C） （3月入力）	ごみの分別と排出抑制により二酸化炭素排出削減の観点から、環境問題について授業を行い、子どもたちに対する環境の理解を深めることができた。			
改善（A） （3月入力）	協働する三重県地球温暖化防止活動推進センターとも協議し、今後も児童にとってわかりやすい内容となるよう計画して実施していく。			
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	①事業の継続	

【環境基本計画 9】		基本目標	基本方針	施策
基本目標		低炭素社会（地球温暖化対策）の推進	温室効果ガスの削減	温暖化防止活動の推進
実施施策	地球温暖化対策の推進	実施施策 詳細	①街頭啓発とクールビズ展示②ウォームビズの展示	担当G 環境政策G
年間計画（P） （当初入力）	①クールビズ（5月～9月）の期間に合わせ市役所本庁舎1階市民ロビーに啓発パネルを展示する。②6月環境月間の街頭啓発活動③7月・8月にライトダウンキャンペーンを実施④ウォームビズ（11月～3月）の期間に合わせ市役所本庁舎1階市民ロビーに啓発パネルを展示する。			
実施結果（D） （3月入力）	①、③、④については、実施できたが、②については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったが、新しく電子的な手法を活用して、クールチョイスニュースをホームページ上で公開した。また、12月に三重県主催の環境フェアにて間伐材を使用したキーホルダー作りの出展を行い、73個作成の実績があった。			
評価（C） （3月入力）	昨年度はイベントでの啓発が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で実施できなかったが、今年度については、少しではあるが、対面での啓発を行うことができた。			
改善（A） （3月入力）	毎年度行うことで、市民にも浸透していくため継続実施を行うことが重要であるが、啓発方法を検討するなど改善を図る必要がある。			
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	①事業の継続	

【環境基本計画 10】		基本目標	基本方針	施策
基本目標		環境教育・学習の充実	環境教育・学習の推進	環境マネジメントシステム
実施施策	市職員の意識啓発の充実	実施施策 詳細	①鈴鹿市環境マネジメントシステム（Suzuka-EMS）の運用②地球温暖化対策実行計画の結果周知	担当G 環境政策G
年間計画（P） （当初入力）	鈴鹿市環境マネジメントシステム（Suzuka-EMS）の運用を年間を通じて実施し、ホームページ等で広く周知及び公表する。			
実施結果（D） （3月入力）	5月に内部向けの環境マネジメントシステムの運用に関する説明会を実施、8月に職場研修を実施、11月に内部環境監査を実施した。また、当初・上半期・下半期に分けて環境マネジメントシステムシートの提出を受け、内容を確認した。2月の部長連絡会議にて、令和2年度の二酸化炭素排出量を報告した。			
評価（C） （3月入力）	内部環境監査を実施し、各所属ともに適切に運用されていることを確認した。			
改善（A） （3月入力）	法令遵守事項や各種使用量等、必要な事項に関する内容は残しながら、マンネリ化とならないように内容の見直しを進めていく。			
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	①事業の継続	

【環境基本計画 11】		基本目標	基本方針	施策
基本目標		環境教育・学習の充実	環境教育・学習の推進	環境教育・学習の推進
実施施策	環境イベントの充実	実施施策 詳細	①環境関連イベントへの参画 ②温暖化防止出前講座の実施	担当G 環境政策G
年間計画（P） （当初入力）	・環境啓発イベントへの参画について、環境活動団体との連携を図り実施する。 ・市内公民館などからの依頼に応じ温暖化防止または自然関連の出前講座を実施する。			
実施結果（D） （3月入力）	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人が屋内に集まるイベントは開催できなかったが、自然観察会や里山保全体験などの野外で行うイベントは開催できた。			
評価（C） （3月入力）	豊かな自然を体験してもらうことで、それらを維持する日々の温暖化防止活動の大切さを広めることができた。			
改善（A） （3月入力）	屋内で開催しているイベントなどは従来のような形式ではなく、デジタル媒体などを活用した新たな手法も検討していく必要がある。			
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	①事業の継続	

【環境基本計画 12】

基本目標		基本方針		施策	
環境教育・学習の充実		環境教育・学習の推進		情報発信の充実	
実施施策	環境に関する情報の発信	実施施策 詳細	環境関連の内容を広報等で情報発信	担当G	環境政策G・環境保全G
年間計画 (P) (当初入力)	環境に関する施策/環境関連イベント/温暖化防止出前講座についての出前講座等の情報を広報誌等で情報発信				
実施結果 (D) (3月入力)	年間で複数回、広報すずかの環境館で環境関連の内容を掲載し情報発信した。また、環境関連のイベントの周知を広報にて行った。				
評価 (C) (3月入力)	啓発により、市民の環境に対する意識の向上に寄与したと考えられる。				
改善 (A) (3月入力)	今後も広く啓発を行うために、啓発ツールを工夫して使用し、啓発を行いたい。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続		

【環境基本計画 13】

基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		近隣環境問題への対応	
実施施策	ペットのふん害への啓発	実施施策 詳細	犬猫のふん害防止看板支給	担当G	総務G
年間計画 (P) (当初入力)	各自治会に対し、希望に応じて看板を支給する。				
実施結果 (D) (3月入力)	自治会に対し、合計 756 枚(犬猫)の看板を支給した。				
評価 (C) (3月入力)	各自治会の希望枚数どおり配布できた。				
改善 (A) (3月入力)	より多く配布出来るよう継続して取り組みしたい。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続		

【環境基本計画 14】

基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		近隣環境問題への対応	
実施施策	ペットの飼い主のマナーの啓発	実施施策 詳細	ペットの飼い主のマナー啓発記事を市報・市ホームページに掲載	担当G	総務G
年間計画 (P) (当初入力)	広報掲載及び市ホームページ当課コーナーに掲載				
実施結果 (D) (3月入力)	広報10.5号掲載及び市ホームページ当課コーナーに継続掲載。				
評価 (C) (3月入力)	適切に行われた。				
改善 (A) (3月入力)	飼い主のモラル向上を目指すものであるため、結果を数値で表わすことは困難であるが、今後も粘り強く続けていく。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続		

【環境基本計画 15】		基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		近隣環境問題への対応			
実施施策	蜂の防護服の貸し出し	実施施策 詳細	蜂の防護服の貸し出し	担当G	総務G		
年間計画 (P) (当初入力)	年間を通し、蜂の駆除用の防護服の貸し出しを行う。						
実施結果 (D) (3月入力)	56件貸し出した。						
評価 (C) (3月入力)	新型コロナウイルス感染症対策のために使用済み防護服の消毒を行ったり保管期間を設けたりしたことにより、貸出可能日まで待っていただくことになり、予約後にキャンセルとなる場合があった。						
改善 (A) (3月入力)	防護服の老朽化により、一部使用不可能になった為、新しい防護服を購入した。						
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続				

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)	斎苑
--------	----

環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

	: 当初提出時に入力する箇所
	: 上半期提出時に入力する箇所
	: 下半期提出時に入力する箇所
	: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	8台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	
2023/6/8・9		2023/8/5		2023/10/27	
1月~3月 点検実施日				2023/2/10	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月~6月		7月~9月		10月~12月	
○		○		○	
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検(今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

2		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等			
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	ｽﾌﾟﾙｯｸﾗｰ	7台			
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）						
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日			
2023/6/8・9		2023/8/5		2023/10/27	2023/2/10			
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。								
4月～6月		○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの								
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）	
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						該当なし	該当なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量						充填なし		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点					

3		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等	
		特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に應じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	空調機器（家庭用）	2台	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	洗濯機・衣類乾燥機	1台 風呂場
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	テレビ（液晶）	待合ロビー1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫	1台 1階事務室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 (事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	-
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条 (駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上 (面積500m以上又は駐車台数40台以上) の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	78台
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項 (○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式) その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない/前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない	送風機	(送風機 / 11KW : 3台 / 15KW : 3台)
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条, 第29条	(第25条) 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号 (○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項) までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (第29条) 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項 (○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地) に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	送風機	(送風機 / 11KW : 3台 / 15KW : 3台)
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない 【指定施設】 (騒音) 空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のもの) / 冷房機及び冷却塔 (冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの)	送風機	(送風機 / 11KW : 3台 / 15KW : 3台)
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条	<p>排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>【測定】水質汚濁防止法による水質等の測定 【保管】浄化槽/①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間</p>	浄化槽 (201人槽以上の場合)	単独処理/接触ばつ気方式/205人/処理能力9m3
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条の2	<p>特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない/貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。【特定施設】(水質汚濁)し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)/【指定地域特定施設】建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設/重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設</p>	浄化槽 (201人槽以上の場合)	単独処理/接触ばつ気方式/205人/処理能力9m3
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第5条	<p>浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。</p>	浄化槽	単独処理/接触ばつ気方式/205人/処理能力9m
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条, 第11条	<p>第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p> <p>第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p>	浄化槽	単独処理/接触ばつ気方式/205人/処理能力9m
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/接触ばつ気方式/205人/処理能力9m ³
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	単独処理/接触ばつ気方式/205人/処理能力9m ³
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	浄化槽	単独処理/接触ばつ気方式/205人/処理能力9m ³
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条の2	特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。【特定施設】(水質汚濁)し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。) 【指定地域特定施設】建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設/重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設	地下タンク貯蔵所	灯油/6,000L
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

20			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者(消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所 当該市町村長)の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類(灯油、軽油等) 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	灯油/6,000L
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	灯油/6,000L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

22			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない 15年以内の施設は3年に1回検査 15年以上は毎年1回検査 H5供用開始 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	灯油/6,000L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

23			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該製造所等において、次に掲げる事項（○設置者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）○危険物の貯蔵又は取扱いの方法○製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること）を変更するときは、危険物製造所等変更届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	灯油/6,000L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

24			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
危険物の規制に関する政令第13条 第1項 第5号	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする（第5号）地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること	地下タンク貯蔵所	灯油/6,000L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

25			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	ディーゼル機関／軽油／120kw
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

26			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検／1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	ディーゼル機関／軽油／120kw
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

27			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	火葬炉設備	バーナー6台（80L/人×5.1人/日）／灯油／貯蔵280L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

28			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条の2	特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない ／貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。【特定施設】（水質汚濁）し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）【指定地域特定施設】建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設／重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設	火葬炉設備	バーナー6台（80L/人×5.1人/日）／灯油／貯蔵280L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

29			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
悪臭防止法 第7条 (規制基準の遵守義務)	規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。	火葬炉設備	バーナー6台 (80L/人×5.1人/日) / 灯油/貯蔵280L
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

30			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
ダイオキシン類対策特別措置法 第28条 (設置者による測定)	<p>大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあつては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあつては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。</p> <p>2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。</p> <p>3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。</p>	火葬炉設備	バーナー6台 (80L/人×5.1人/日) / 灯油/貯蔵280L
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください (ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします (プルダウンで選択回答)。

実施予定日	10月3日	
実施人数	実施日	10月3日
4名	訓練内容	燃料タンク漏洩時の対応手順・関係先への通報手順を実地にて確認した。
	実施時の写真撮影有無	○

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	廃棄物対策課	
連絡先(内線・外線)	3422・059-382-7609	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月8日
	上半期提出日	令和4年10月14日
	下半期提出日	令和5年4月20日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車を使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車を使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	H25ボンゴトラック1台、 H25アクティ1台
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条(地方公共団体の責務)	<p>第1項 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない</p> <p>第4項 市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない</p>	廃棄物	—
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条 (一般廃棄物処理計画)	<p>第1項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>第2項 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項（省略）を定めるものとする。</p> <p>第3項 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>第4項 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	廃棄物	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2 第1条 (市町村の処理等)	市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。	廃棄物	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第8条	地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
資源の有効な利用の促進に関する法律 第9条 (地方公共団体の責務)	地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条	市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条	<p>第1項 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>第2項 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項（省略）を定めるものとする。</p> <p>第3項 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第6条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。</p> <p>第4項 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p>	環境行政	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第10条	第1項 市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これに従って容器包装廃棄物の分別収集をしなければならない。 第2項 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をするときは、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を定めるとともに、これを周知させるために必要な措置を講じなければならない。 第4項 第2項に規定する分別の基準を定めた市町村は、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が当該分別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するために必要な措置を講ずるよう努める。	環境行政	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法 第8条（地方公共団体の責務）	都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。	環境行政	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数	実施日		
名	訓練内容	該当なし	
	実施時の写真撮影有無		

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」
 ※21%：令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	344	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 25.2% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1367	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	14	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 93.3% 徹底されている
R4年度に購入した件数→	15	

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 →	0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし
------------	---	---

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
廃棄物問題に対する市民の関心を高めるため、課のカウンターにチラシの設置やポスターの掲示等、様々な媒体を用いて啓発を行う。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
更新されたものについては、順次新しいものへと切り替えを行った。次年度も引き続いて実施をしたい。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
自然と共生する社会の構築		自然環境の保全		森林・海岸・水辺環境の保全	
実施施策	海岸の環境美化活動の拡充	実施施策詳細	若松地域清掃ボランティア活動により回収された廃棄物の処理支援	担当G	廃棄物対策G
年間計画（P） （当初入力）	5月、11月				
実施結果（D） （3月入力）	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、規模を縮小し、5月21日・11月12日に実施した。				
評価（C） （3月入力）	回収された廃棄物の効率的な運搬、施設搬入ができた。				
改善（A） （3月入力）	新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、海岸ボランティア清掃活動は、地域が主体となって実施しているものであるが、分別指導等で側面から協力を求め、引き続いて活動をしていきたいと考える。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	②目標の達成及び、実現のための施策を前進させたとは言い難いが、点検結果においては的確に行われており、継続的な改善につながると思われる		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続

【環境基本計画 2】			
基本目標	基本方針	施策	
循環型社会の構築	ごみの適正処理	不法投棄・野外焼却の防止	
実施施策	野外焼却禁止の指導・監視の強化	実施施策詳細 法に基づく野外焼却の禁止の指導	担当G 廃棄物対策G
年間計画 (P) (当初入力)	発生時に対応		
実施結果 (D) (3月入力)	野外焼却の通報があることに、現地に赴き、指導を行った。		
評価 (C) (3月入力)	行為者に直接指導を行うため、再発防止にある程度の効果があると思われる。		
改善 (A) (3月入力)	野外焼却の防止のため、引き続きホームページ等で啓発を行いたい。		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続

【環境基本計画 3】			
基本目標	基本方針	施策	
循環型社会の構築	4R活動の推進	ごみ減量化の推進	
実施施策	ごみ減量推進店制度の推進	実施施策詳細 ごみ減量推進店制度の推進	担当G 管理企画G
年間計画 (P) (当初入力)	既に認定している店舗や事業所及びグループを紹介すると共に、新たに申請者を募集する。(随時)		
実施結果 (D) (3月入力)	市ホームページでの啓発を継続し、希望する店舗にステッカーを配布するとともに、申請希望者に対して制度説明を行った。		
評価 (C) (3月入力)	新規の認定は無かった。既存店舗等によるごみ減量化は実施された。		
改善 (A) (3月入力)	今後もPR活動を継続し、ごみ減量店舗・事業所に継続して活動してもらいたい。		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続

【環境基本計画 4】			
基本目標	基本方針	施策	
循環型社会の構築	4R活動の推進	リサイクルの推進	
実施施策	リサイクル施設の整備・イベントの充実	実施施策詳細 ①「鈴鹿市の環境を考えるポスター展」の開催 ②「おもちゃ病院」の開催	担当G 管理企画G
年間計画 (P) (当初入力)	①「鈴鹿市の環境を考えるポスター展」の開催(10月) ②ボランティア団体「トイなおす」の支援(年4回実施予定)		
実施結果 (D) (3月入力)	「鈴鹿市の環境を考えるポスター展」を鈴鹿ハンターにて10月8日から16日まで実施をし、提出のあった作品を展示することで啓発を行った。「トイなおす」については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、7月と2月の実施となった。		
評価 (C) (3月入力)	幼児や小中学生に、物を大切にすることや、リサイクルの必要性についての認識を高めることに役立っている。		
改善 (A) (3月入力)	啓発効果が期待できるため、来年度以降も継続したい。		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続

【環境基本計画 5】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
循環型社会の構築		ごみの適正処理		ごみ分別の徹底	
実施施策	ごみ分別や資源リサイクルについての指導・啓発の推進	実施施策詳細	ごみの分別やリサイクルについての説明会の実施（出張！ごみ博士）	担当G	全員
年間計画（P） （当初入力）	自治会等を対象に随時対応する。また、実施の際は、対面での説明会に限らず、動画配信等の方法も検討する。				
実施結果（D） （3月入力）	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度は中止となった。				
評価（C） （3月入力）	新型コロナウイルス感染症による中止はやむを得なかったと思われる。				
改善（A） （3月入力）	新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、従来から行われていた対面での説明会以外の手法も検討しつつ、引き続き活動をしていきたいと考える。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	②目標の達成及び、実現のための施策を前進させたとは言い難いが、点検結果においては的確に行われており、継続的な改善につながると思われる	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

【環境基本計画 6】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
循環型社会の構築		4R活動の推進		リサイクルの推進	
実施施策	資源ごみ集団回収の支援	実施施策詳細	資源ごみ集団回収の促進	担当G	管理企画G
年間計画（P） （当初入力）	各団体に対し随時対応				
実施結果（D） （3月入力）	年間を通じて、資源ごみの集団回収を実施した団体（事前に登録）に、重量に応じた奨励金の交付を実施した。				
評価（C） （3月入力）	一定の重量が収集されており、相応の効果が認められた。				
改善（A） （3月入力）	今後も、ごみの資源化や減量化の施策として推進していきたい。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

【環境基本計画 7】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
循環型社会の構築		4R活動の推進		ごみ減量化の推進	
実施施策	家庭用生ごみ処理機等の助成	実施施策詳細	家庭用生ごみ処理機等の助成事業	担当G	管理企画G
年間計画（P） （当初入力）	購入した申請者に対し随時助成				
実施結果（D） （3月入力）	年間を通じて、家庭用生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者に対し、助成金の交付を実施した。				
評価（C） （3月入力）	各家庭で生ごみが再資源化され利用されるため、生ごみの減量に効果を発揮していると思われる。				
改善（A） （3月入力）	生ごみの資源化、減量化は、ステーション方式にかかる費用を考慮すると、各家庭で実施することにより、費用が軽減できることや、できるたい肥の信頼性が高く、今後もこの施策を推進していきたい。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

【環境基本計画 8】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
循環型社会の構築		ごみの適正処理		ごみ分別の徹底	
実施施策	計画的なごみ処理の推進	実施施策詳細	廃掃法に基づく「一般廃棄物処理実施計画」の策定	担当G	管理企画G
年間計画（P） （当初入力）	廃掃法に基づき、毎年4月に策定。				
実施結果（D） （3月入力）	廃掃法の規定により、4月に一般廃棄物処理実施計画を策定した。				
評価（C） （3月入力）	策定が完了した。				
改善（A） （3月入力）	策定した計画に基づき、適正に一般廃棄物の処理を進めていきたい。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

【環境基本計画 9】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
循環型社会の構築		ごみの適正処理		不法投棄・野外焼却の防止	
実施施策	不法投棄監視体制の取組みの検討	実施施策 詳細	①不法投棄合同パトロールの実施 ②監視カメラの設置	担当G	廃棄物対策G
年間計画 (P) (当初入力)	不法投棄調査, 撤去及び看板等の啓発資材の配布等 (随時)				
実施結果 (D) (3月入力)	まち美化パトロールの実施や, 希望者に対して啓発資材 (看板等) の配布を行った。				
評価 (C) (3月入力)	早期発見, 撤去を行うことにより, 不法投棄の大規模化を防ぐことができた。また看板の設置により不法投棄を未然に防げた。				
改善 (A) (3月入力)	今後も不法投棄を防ぐため, まち美化パトロールと啓発資材 (看板等) の配布を継続して行っていく。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び, 実現のための施策を着実に前進させており, 点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は, 各項目の入力内容に応じ, 自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合, 来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)		開発整備課
連絡先(内線・外線)		3432
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和4年6月17日
	上半期提出日	令和4年10月11日
	下半期提出日	令和5年4月14日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車在使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	アクティ1台
	年間総合実施状況(入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2		適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針		地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え） 【対象建設工事】（施行令第2条） ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築, 増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築, 増築, 解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体, 新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」 →土木工事（剪定, 除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額 5,000千円以上, 建築工事 当初設計金額20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事	—	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施口
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されま
す。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)
1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」
※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	138	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 30.3% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	456	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)
空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数	R4年度にグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を含む物品を購入した件数→	4	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 100.0% 徹底されている
「支出負担行為(単契物品)」の枚数	R4年度に購入した件数→	4	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 → 5 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成済み

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
本庁の窓口に「鈴鹿エコモーション6」の看板を設置し、市民への周知を行う。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
今後も継続して取り組む。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属(課等)		環境施設課
連絡先(内線・外線)		374-5150
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和4年6月17日
	上半期提出日	令和4年10月19日
	下半期提出日	令和5年4月20日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	冷蔵庫1台
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機・衣類乾燥機	洗濯室/洗濯機1台 洗濯室/衣類乾燥機1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H18アクティ, H12アクティトラック
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	地下タンク貯蔵所	地下タンク/重油20,000リットル
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者（消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所 当該市町村長）の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	地下タンク/重油20,000リットル
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	地下タンク/重油20,000リットル
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該製造所等において、次に掲げる事項（○設置者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）○危険物の貯蔵又は取扱いの方法○製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること）を変更するときは、危険物製造所等変更届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。	地下タンク貯蔵所	地下タンク/重油20,000リットル
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量○第2石油類（灯油、軽油等）非水溶性液体 1,000L○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	地下タンク貯蔵所	地下タンク/重油20,000リットル
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理/沈澱分離接触ばっ気 40人槽 1基, 5人槽 1基
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理/沈澱分離接触ばっ気 40人槽 1基, 5人槽 1基
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理/沈澱分離接触ばっ気 40人槽 1基, 5人槽 1基
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第6条	指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項(○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地○特定施設の種類の数○騒音の防止の方法○その他環境省令で定める事項)を市町村長に届け出なければならない/前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない 【特定施設】(騒音) 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの) 【敷地境界線上の基準値】 (商業地域)6:00~8:00 60dB/8:00~19:00 65dB/19:00~22:00 60dB/22:00~6:00 55dB	空冷ヒートポンプパッケージエアコン/ 空冷パッケージエアコン	(空冷ヒートポンプパッケージエアコン 7台/50.4・28・22.4・45・28・ 22.4・45kw)(空冷パッケージエアコン3台/56・56・22.4kw)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第8条, 第10条	第8条 第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項(○特定施設の種類の数○騒音の防止の方法)の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項(○特定施設の種類の数)の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号(○騒音の防止の方法)に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない 第10条 第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項(○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地)に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない 【特定施設】(騒音) 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	空冷ヒートポンプパッケージエアコン/ 空冷パッケージエアコン	(空冷ヒートポンプパッケージエアコン 7台/50.4・28・22.4・45・28・ 22.4・45kw)(空冷パッケージエアコン3台/56・56・22.4kw)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	発電出力625KVA/ディーゼル機関/重油/定格容量200AH/貯蔵量500ℓ/蓄電池設備定格容量21600AH
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	炉	3台/（伝熱面積）・18.8（火格子面積）/（バーナー燃焼能力） ・都市ごみ3,750kg/h・助燃バーナ310ℓ/h・再燃バーナ210ℓ/h
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
大気汚染防止法第6条	ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法/前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない 【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー（ばい煙発生施設）】 ①ばい煙に係る排出基準/K値規制 14.5/ばいじん 0.10g/Nm ³ /窒素酸化物 150ppm ②ばい煙濃度の測定/ばいじん 5年に1回以上/窒素酸化物 年2回以上	炉	3台/（伝熱面積）・18.8（火格子面積）/（バーナー燃焼能力） ・都市ごみ3,750kg/h・助燃バーナ310ℓ/h・再燃バーナ210ℓ/h
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等

大気汚染防止法第11条	届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 〇事業場の名称及び所在地〇ばい煙発生施設の種別〇ばい煙発生施設の構造〇ばい煙発生施設の使用の方法〇ばい煙の処理の方法）若しくは第二号（添付書類に記載したばい煙量やばい煙濃度の量等）に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない 【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー（ばい煙発生施設）】 ①ばい煙に係る排出基準/K値規制 14.5/ばいじん 0.10g/Nm ³ /窒素酸化物 150ppm ②ばい煙濃度の測定/ばいじん 5年に1回以上/窒素酸化物 年2回以上	炉	3台/（伝熱面積）・18.8（火格子面積）/（バーナー燃焼能力） ・都市ごみ3,750kg/h・助燃バーナ310ℓ/h・再燃バーナ210ℓ/h
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
振動規制法 第19条（振動の測定）	市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする	環境行政（年1回測定）	-
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R=Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する
<p>【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値</p>

年間の電子決裁数を入力 →	182	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 10.9% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1672	

【環境目標 7】
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める
<p>※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値</p>

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	11	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 84.6% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	13	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R4年度作成枚数 → 0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
	作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
<ul style="list-style-type: none"> 不燃物リサイクルセンターの窓口に「鈴鹿エコモーション6」の看板を設置し、市民への周知を図る。 清掃センター周辺環境調査を3回実施し、結果を周辺住民へ報告し、意見交換を行う。 	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
両施設において取り組み事業を適切に実施した、来年度も引き続き実施予定。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本目標		基本方針		施策
低炭素社会（地球温暖化対策）の推進		新エネルギーの導入		新エネルギーに関連する産業の支援
実施施策	鈴鹿市メガソーラー設置運営事業 鈴鹿市メガソーラー設置運営事業(第2期)	実施施策詳細	公共用地の有効活用を図るための新エネルギー設備の導入	担当G 環境施設課施設G
年間計画（P） （当初入力）	事業者より毎月・年間の発電量報告を受け、施設・発電に関して情報共有を行う。鈴鹿市内で開催される環境行事等で、再生エネルギーについて市民に情報発信を行う。メガソーラー見学者に施設・事業概要の説明、また再生エネルギーについて説明を行う。			
実施結果（D） （3月入力）	新型コロナ対策のため、イベントなどでの情報発信ができませんでした。			
評価（C） （3月入力）	未実施			
改善（A） （3月入力）	新年度について、コロナ等の状況により、情報発信を再開させたい。			
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	②目標の達成及び、実現のための施策を前進させたとは言いが、点検結果においては的確に行われており、継続的な改善につながると思われる		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	①事業の継続

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)

清掃センター スマートサービス鈴鹿(管理運営業務委託先)管理分

環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <p>●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全</p> <p>●簡易点検・定期点検</p> <p>●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止</p> <p>●点検・整備の記録作成・保存</p> <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	空調機器(業務用・第一種特定製品)	20台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
2022/6/15～16	2022/9/21	2022/12/7～8	2023/3/6
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上			3台
■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上			(3年に1回)
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力			定期点検 (今年度の実施有無)
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			実施した
R407C 4.2kg			
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2															
適用法令等		遵守事項		該当活動, 設備等		規模, 能力等									
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		冷水器		1台									
								上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）					
								4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日	
								2022/6/14		2022/9/16		2022/12/9		2023/3/10	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。															
4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月									
○		○		○		○									
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）								
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし								
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし									
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量															
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点											

3															
適用法令等		遵守事項		該当活動, 設備等		規模, 能力等									
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		業務用冷蔵庫		2台 (SRF-K1583S 他)									
								上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）					
								4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日	
								2022/6/14		2022/9/16		2022/12/19		2023/3/10	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。															
4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月									
○		○		○		○									
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）								
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし								
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし									
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量															
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点											

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	空調機（家庭用）	10台 空冷ヒートポンプパッケージエアコン 空冷パッケージエアコン
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫（家庭用）	冷蔵庫10台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	洗濯機・衣類乾燥機	洗濯室/洗濯機5台 洗濯室/衣類乾燥機3台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条 (駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上 (面積500㎡以上又は駐車台数40台以上) の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	590㎡/30台
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 (事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期的に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。15年以内の施設は3年に1回検査。15年以上は毎年1回検査。H5供用開始 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類 (灯油, 軽油等) 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	地下タンク/重油20,000リットル
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
危険物の規制に関する政令第13条 第1項 第5号	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする (第5号) 地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること	地下タンク貯蔵所	地下タンク/重油20,000リットル
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条, 第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回 (環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回 (環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理/沈澱分離接触ばっ気 40人槽 1基, 5人槽 1基
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可) ・保管 (3年間) しなければならない。	浄化槽	合併処理/沈澱分離接触ばっ気 40人槽 1基, 5人槽 1基
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第5条 (規制基準の遵守義務)	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない 【特定施設】(騒音) 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	空冷ヒートポンプパッケージエアコン/ 空冷パッケージエアコン	(空冷ヒートポンプパッケージエアコン 7台/50.4・28・22.4・45・28・22.4・45kw) (空冷パッケージエアコン3台/56・56・22.4kw)
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検/1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	発電出力625KVA/ディーゼル機関/ 重油) / 定格容量200AH/貯蔵量500ℓ / 蓄電池設備定格容量21600AH
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
大気汚染防止法第13条, 第16条	第13条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者 (以下「ばい煙排出者」という。) は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない 第16条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない 【伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー (ばい煙発生施設)】 ①ばい煙に係る排出基準/K値規制 14.5/ばいじん 0.10g/Nm ³ /窒素酸化物 150ppm ②ばい煙濃度の測定/ばいじん 5年に1回以上/窒素酸化物 年2回以上	炉	3台/(伝熱面積)・18.8(火格子面積)/ (バーナー燃焼能力) ・都市ごみ3,750kg/h・助燃バーナ 310ℓ/h・再燃バーナ210ℓ/h
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
ダイオキシン類対策特別措置法 第28条 (設置者による測定)	大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあつては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあつては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。 2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。 3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。	炉	3台/(伝熱面積)・18.8(火格子面積)/ (バーナー燃焼能力) ・都市ごみ3,750kg/h・助燃バーナ 310ℓ/h・再燃バーナ210ℓ/h
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実施日	9月16日
4	名	
	訓練内容	給油口ジョイントの締付け不良による油漏れ対応
	実施時の写真撮影有無	<input type="radio"/>

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)	不燃物リサイクルセンター
--------	--------------

環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

	: 当初提出時に入力する箇所
	: 上半期提出時に入力する箇所
	: 下半期提出時に入力する箇所
	: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <p>●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全</p> <p>●簡易点検・定期点検</p> <p>●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止</p> <p>●点検・整備の記録作成・保存</p> <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	空調機器(業務用 第一種特定製品)	1台(H28年度末設置) 空冷ヒートポンプ式エアコン PUZ-ERMP14OLA2 3.0kw
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月 点検実施日
6月実施	9月実施	12月実施	3月実施
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
○	○	○	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
定期点検(今年度の実施有無)			該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力			充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	空調機器（家庭用）	リサイクルセンター旧管理棟 和室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	テレビ	リサイクルセンター旧管理棟 1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫	食堂, 湯沸し室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車の使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車を使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	アクティ1台, 軽トラ1台
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	<p>地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない(施行令第8条により読み替え)</p> <p>【対象建設工事】(施行令第2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築, 増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築, 増築, 解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体, 新築 <p>・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」 →土木工事(剪定, 除草等管理業務委託を含む。)当初設計金額5,000千円以上, 建築工事当初設計金額20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。</p>	一定規模以上の公共工事	—
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第5条	<p>浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。</p>	浄化槽	7人槽1.95㎡
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条の2	<p>浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p>	浄化槽	7人槽1.95㎡
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第11条の2	<p>浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	浄化槽	7人槽1.95㎡
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	クリーンセンター	
連絡先(内線・外線)	374-0418	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月10日
	上半期提出日	令和4年10月11日
	下半期提出日	令和5年4月12日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器(業務用・第一種特定製品) 空調機器、空気冷却機	空調機器17台、空気冷却器1台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	
R4.6.2		2022/9/2		2022/11/4	
1月~3月 点検実施日		3月17日			
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月~6月		○	7月~9月		○
10月~12月		○	1月~3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上【50kW以上】・・・1年に1回以上				1台(空調機器) 3年に1回以上	実施した
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	室内機25機・室外機15機
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	液晶テレビ	2台 食堂・当直室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台 廊下
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車を使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車を使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H16アクティトラック・H24アクティ・R3デュトロ（2tダンプ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条の2第3項（事故時の措置）	貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	灯油サービスタンク 燃料タンク	灯油サービスタンク／405リットル 非常用自家発電装置／450リットル
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者（消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所 当該市町村長）の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等）	地下タンク貯蔵所	地下タンク／メタノール8,000リットル
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない	地下タンク貯蔵所	地下タンク/メタノール8,000リットル
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。15年以内の施設は3年に1回検査。15年以上は毎年1回検査。H5供用開始	地下タンク貯蔵所	地下タンク/メタノール8,000リットル
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、当該製造所等において、次に掲げる事項(○設置者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)○危険物の貯蔵又は取扱いの方法○製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること)を変更するときは、危険物製造所等変更届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。	地下タンク貯蔵所	地下タンク/メタノール8,000リットル
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
危険物の規制に関する政令第13条 第1項 第5号	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。(第5号) 地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること	地下タンク貯蔵所	地下タンク/メタノール8,000リットル
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量○第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L○第3石油類(重油等)非水溶性液体 2,000L	灯油サービスタンク 燃料タンク	灯油サービスタンク/405リットル 非常用自家発電装置/450リットル
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条 (指定施設の設置の届出)	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項(○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式) その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない/前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。	送風機	槽内攪拌プロワ/15kw・曝気プロワ1/90kw・曝気プロワ1予備/55kw・曝気プロワ2/90kw・曝気プロワ3/90kw・曝気プロワ4/90kw・空気源プロワ/18.5kw・空気源プロワ予備/18.5kw・脱臭ファン/90kw・燃焼送風機/15kw・誘引送風機/90kw・希釈送風機/7.5kw・攪拌槽攪拌プロワ1/30kw・攪拌槽攪拌プロワ2/30kw・攪拌槽攪拌プロワ予備/30kw・プロワ室排気送風機/22kw・処理室給気送風機/7.5kw・乾燥焼却室排気送風機1/15kw・乾燥焼却室排気送風機2/15kw・濃縮槽喚起プロワ/11kw
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号(○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項) までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項(○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地) に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない	送風機	槽内攪拌プロワ/15kw・曝気プロワ1/90kw・曝気プロワ1予備/55kw・曝気プロワ2/90kw・曝気プロワ3/90kw・曝気プロワ4/90kw・空気源プロワ/18.5kw・空気源プロワ予備/18.5kw・脱臭ファン/90kw・燃焼送風機/15kw・誘引送風機/90kw・希釈送風機/7.5kw・攪拌槽攪拌プロワ1/30kw・攪拌槽攪拌プロワ2/30kw・攪拌槽攪拌プロワ予備/30kw・プロワ室排気送風機/22kw・処理室給気送風機/7.5kw・乾燥焼却室排気送風機1/15kw・乾燥焼却室排気送風機2/15kw・濃縮槽喚起プロワ/11kw
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	送風機	槽内攪拌プロワ/15kw・曝気プロワ1/90kw・曝気プロワ1予備/55kw・曝気プロワ2/90kw・曝気プロワ3/90kw・曝気プロワ4/90kw・空気源プロワ/18.5kw・空気源プロワ予備/18.5kw・脱臭ファン/90kw・燃焼送風機/15kw・誘引送風機/90kw・希釈送風機/7.5kw・攪拌槽攪拌プロワ1/30kw・攪拌槽攪拌プロワ2/30kw・攪拌槽攪拌プロワ予備/30kw・プロワ室排気送風機/22kw・処理室給気送風機/7.5kw・乾燥焼却室排気送風機1/15kw・乾燥焼却室排気送風機2/15kw・濃縮槽喚起プロワ/11kw
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの(省略(補足事項参考)) を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】(抄) ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの) ○高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50kw以下のものを除く) ○蓄電池設備	非常用自家発電装置	発電出力185KvA/ディーゼル機関(灯油) 格容量150AH/貯蔵量450ℓ
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検/1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	発電出力185KvA/ディーゼル機関(灯油) 格容量150AH/貯蔵量450ℓ
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

20			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第5条	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地○特定施設の種類○特定施設の構造○特定施設の使用の方法 ○汚水等の処理の方法○排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）○その他環境省令で定める事項）を県知事に届け出なければならない。【特定施設】（水質汚濁）し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）【指定地域特定施設】建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設／重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設	クリーンセンター	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第7条・10条	（第7条）届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第八号までに掲げる事項（○特定施設の構造○特定施設の使用の方法 ○汚水等の処理の方法○排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）○その他環境省令で定める事項）の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を県知事に届け出なければならない。【第10条】届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を県知事に届け出なければならない。【特定施設】（水質汚濁）し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）【指定地域特定施設】建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設／重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設	クリーンセンター	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

22			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条（排出水の汚染状態の測定等）	排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

23			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	クリーンセンター排水	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

24			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない(施行令第8条により読み替え) 【対象建設工事】(施行令第2条) ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築, 増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築, 増築, 解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体, 新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」 →土木工事(剪定, 除草等管理業務委託を含む。)当初設計金額 5,000千円以上, 建築工事 当初設計金額20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事	—
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	下半期	
実施人数	実施日	1月11日
9 名	訓練内容	薬品遺漏時の対応について(机上訓練)
	実施時の写真撮影有無	○

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R=Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】					
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する					
<p>【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値</p>					
<table border="1"> <tr> <td>年間の電子決裁数を入力 →</td> <td>34</td> <td rowspan="2"> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 7.3% もう少し努力できる </td> </tr> <tr> <td>年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →</td> <td>465</td> </tr> </table>	年間の電子決裁数を入力 →	34	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 7.3% もう少し努力できる	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	465
年間の電子決裁数を入力 →	34	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 7.3% もう少し努力できる			
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	465				

【環境目標 7】							
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める							
<p>※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値</p>							
<table border="1"> <tr> <td> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数 </td> <td> R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 → </td> <td>14</td> <td rowspan="2"> 【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 82.4% 徹底されている </td> </tr> <tr> <td>「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R4年度に購入した件数 →</td> <td>17</td> </tr> </table>	単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	14	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 82.4% 徹底されている	「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	17
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	14	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 82.4% 徹底されている				
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	17					

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R4年度作成枚数 → 0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
	作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
テニスコートを利用する市民の関心を高めるため、COOL CHOICEのポスターを掲示する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
利用する市民の環境に対する関心・意識の向上を図ることができている。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本目標		基本方針		施策
実施施策		実施施策詳細		担当G
年間計画 (P) (当初入力)				
実施結果 (D) (3月入力)	該当なし			
評価 (C) (3月入力)				
改善 (A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)				

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--